

平成 26 年歯科診療報酬点数表のまとめ

平成 26 年 2 月 12 日に公表された歯科診療報酬点数表より変更点を一般診療所向けに一覧表を作成しました。

日本大学歯学部同窓会保険委員会

項目	変更点	算定要件等
基本診療料	<p>1、 歯科初診料 234 点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科外来診療環境体制加算 26 点 ・ 訪問診療料を算定しない（20 分未満）訪問診療に 対する急性対応加算（170 点、85 点、50 点） 削除 <p>2、 歯科再診料 45 点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再診時歯科外来診療環境体制加算 4 点 ・ 訪問診療料を算定しない（20 分未満）訪問診療に 対する急性対応加算（170 点、85 点、50 点） 削除 	20 分未満の訪問診療は訪問診療 3 へ
医学管理	<p>1、 歯科疾患管理料 110 点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書提供の見直し <p>以下の場合における 2 回目以降の継続管理計画書の提供時期については患者の求めがない限りにおいて、前回の管理計画書の提供日から起算して 4 月を超えても差し支えないこと。</p> <p>イ 歯周病安定期治療を実施する間隔が 4 月を超える場合。</p> <p>ロ <u>患者又はその家族が管理計画書（初回用又は継続用の備考欄に、文書提供が次回来院以降不要である旨の内容を記載した場合。</u></p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物洗口加算 見直し 13歳未満のう蝕多発傾向者であり歯冠修復終了後に4歳以上の患者又はその家族に対してフッ化物洗口に係わる指導を行った場合に歯科疾患管理の実施期間中に1回を限度として40点を加算。 2、周術期口腔機能管理料（Ⅰ） 280点 3、周術期口腔機能管理料（Ⅱ） 500点 4、診療情報提供料（Ⅰ）加算の見直し 歯科診療特別対応加算（障害者）又は訪問診療に係わる患者の紹介を行った際の加算（100点）の算定要件の変更 5、新製有床義歯管理料（Ⅰ口腔につき）新設 <ul style="list-style-type: none"> 1、2以外の場合 190点 2、困難な場合 230点 6、咬合機能回復困難加算（40点） 削除 	<p>う蝕多発傾向者の判定基準見直し</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年齢</th> <th colspan="2">歯冠修復終了歯</th> </tr> <tr> <th>乳歯</th> <th>永久歯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0~4歳</td> <td>1歯以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5~7歳</td> <td>3歯以上</td> <td>及び 1歯以上</td> </tr> <tr> <td>8~10歳</td> <td></td> <td>2歯以上</td> </tr> <tr> <td>11~12歳</td> <td></td> <td>3歯以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>義歯管理料</p> <ul style="list-style-type: none"> 1、新製有床義歯管理料 150点 2、有床義歯管理料 70点 3、有床義歯長期管理料 60点 削除 	年齢	歯冠修復終了歯		乳歯	永久歯	0~4歳	1歯以上		5~7歳	3歯以上	及び 1歯以上	8~10歳		2歯以上	11~12歳		3歯以上
年齢	歯冠修復終了歯																		
	乳歯	永久歯																	
0~4歳	1歯以上																		
5~7歳	3歯以上	及び 1歯以上																	
8~10歳		2歯以上																	
11~12歳		3歯以上																	
在宅医療	<ul style="list-style-type: none"> 1、歯科訪問診療料 <ul style="list-style-type: none"> ・歯科訪問診療 1 866点 同一建物居住する患者数1人のみで20分以上の診療時間 ・歯科訪問診療 2 283点 同一建物に居住する患者数2~9人で20分以上の診療時間 ・歯科訪問診療 3 新設 143点 同一建物に居住する患者数10人以上または20分未満の診療時間 																		

	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療に対する加算点数 1、時間外加算等 イ、診療時間内に緊急に行う場合 <ul style="list-style-type: none"> 訪問診療 1 425 点 訪問診療 2 140 点 訪問診療 3 70 点 ロ、夜間 <ul style="list-style-type: none"> 訪問診療 1 850 点 訪問診療 2 280 点 訪問診療 3 140 点 ハ、深夜 <ul style="list-style-type: none"> 訪問診療 1 1700 点 訪問診療 2 560 点 訪問診療 3 280 点 2、急性対応加算 <ul style="list-style-type: none"> イ同一建物居住者以外 170 点 ロ同一建物居住者 55 点 3、在宅歯科かかりつけ歯科診療所加算 新設 100 点 <ul style="list-style-type: none"> 歯科訪問診療 1 に対する加算 	<p>施設基準あり</p> <p>1 歯科診療所であること</p> <p>2 歯科訪問診療の実績が、月平均 5 人以上であり、その 8 割以上が歯科訪問診療 1 を算定していること</p>
投薬	1、入院中以外の患者に対して、うがい薬のみを投与した場合には調剤料、処方料、薬剤料、処方せん料はいずれも算定しない。	

リハビリテーション	<p>1、摂食機能療法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経口摂取回復促進加算 185点（1日につき） 鼻腔栄養又胃ろうを造設している患者に治療開始から6月以内 <p>2、歯科口腔リハビリテーション料1（1口腔につき）</p> <p>1 有床義歯の場合（月1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ロ以外の場合 100点 ロ 困難な場合 120点 <p>2 舌接触補助床の場合（月4回） 190点</p> <p>3、歯科口腔リハビリテーション料2（1口腔につき） 50点</p> <p>顎関節治療用装置を装着している患者に対して月1回を限度</p>	<p>旧義管B、義管Cに相当する項目</p> <p>摂食機能の改善を目的として床副子を算定した患者であって当該装置の調整、指導または修理を行った場合。</p> <p>施設基準有り</p> <p>MR Iを設置している医療機関または設置している医療機関と連携している。</p>
-----------	--	---

処置	<p>1、休日、時間外、深夜加算</p> <p>イ 処置の点数が 1000 点以上であり施設基準を満たした医療機関</p> <p>(1) 休日加算 1 所定点数の 160/100 を加算</p> <p>(2) 時間外加算 1 所定点数の 80/100 を加算</p> <p>(3) 深夜加算 1 所定点数の 160/100 を加算</p> <p>ロ 処置の点数が 150 点以上の場合</p> <p>(1) 休日加算 2 所定点数の 80/100 を加算</p> <p>(2) 時間外加算 2 所定点数の 40/100 を加算</p> <p>(3) 深夜加算 2 所定点数の 80/100 を加算</p> <p>2、初期う蝕早期充填処置 (1 歯につき) 124 点</p> <p>3、加圧根管充填処置 (1 歯につき)</p> <p>1 単根管 130 点</p> <p>2 2 根管 156 点</p> <p>3 3 根管以上 190 点</p> <p>4、口腔内分泌吸引 (1 日につき) 新設 48 点</p> <p>全身麻酔後または気管切開後</p> <p>5、歯周疾患処置 点数の見直し 14 点</p> <p>6、歯周病安定期治療 (月 1 回) 変更</p> <p>1 1 歯以上 10 歯未満 200 点</p> <p>2 10 歯以上 20 歯未満 250 点</p> <p>3 20 歯以上 350 点</p> <p>7、暫間固定</p> <p>1 簡単なもの 点数の見直し 200 点</p>	<p>施設基準なし</p> <p>加圧根管充填加算 (128 点、152 点、184 点) 削除 加算点数ではないので根管充填の点数と重複 算定は出来ない。</p>
----	--	--

	<p>8、床副子 項目の見直し</p> <p>著しく困難なもの 2000 点</p> <p>舌接触補助床</p> <p>イ新たに作製した場合 2000 点</p> <p>ロ旧義歯を用いた場合 500 点</p> <p>9、歯周治療用装置 見直し</p> <p>歯周精密検査を実施した患者に対して算定する。</p> <p>10 フッ化物歯面塗布処置（1 口腔につき） 新設</p> <p>1 う蝕多発傾向者の場合 80 点</p> <p>2 在宅療養患者の場合 80 点</p> <p>歯科訪問診療料を算定し在宅で療養を行う患者に対して歯科医師又は歯科衛生士が月 1 回を限度として算定。2 回目以降は 2 月を経過した日以降に行う。</p> <p>1 1、根管貼薬処置 記載要領の変更</p> <p>長期的に行われる同一歯に対する根管貼薬処置に関する取り扱い記載</p>	
--	---	--

手術	<p>1、休日、時間外、深夜加算 見直し 処置の項と同様</p> <p>3、歯根端切除手術（1歯につき） 見直し ・歯科用CT撮影装置及び手術用顕微鏡を用いた場合 2000点</p> <p>3、歯周外科手術 点数の見直し ・歯肉剥離搔爬手術 630点 ・歯周組織再生誘導手術 1次手術 840点 2次手術 380点</p> <p>4、広範囲顎骨支持型装置搔爬術 新設 1800点</p> <p>5、頬、口唇、頬小帯形成術 算定要件の見直し <u>2分の1顎の範囲内における複数の頬小帯に対して行った場合は、2箇所以上であっても1箇所として算定する。</u></p>	
----	--	--

<p>歯冠修復 欠損補綴</p>	<p>1、歯冠形成</p> <p>1 生活歯歯冠形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジャケット冠から非金属冠への名称変更 ・CAD/CAM冠のための歯冠形成は 490 点を加算 <p>2 失活歯歯冠形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジャケット冠から非金属冠への名称変更 ・CAD/CAM冠のための歯冠形成は 470 点を加算 <p>2、支台築造印象（1 歯につき） 点数の見直し 26 点</p> <p>3、テンポラリークラウン 点数の見直し 34 点</p> <p>4、ワンピースキャストブリッジからブリッジへの名称の変更 その他のブリッジ削除</p> <p>5、咬合採得</p> <p>欠損補綴</p> <p>ブリッジ 点数の見直し</p> <p>（1）支台歯とポンティックの合計が 5 歯以下の場合 74 点</p> <p>（2）支台歯とポンティックの合計が 6 歯以上の場合 148 点</p> <p>6、充填</p> <ul style="list-style-type: none"> ・充填 1 複雑なもの 点数の見直し 154 点 	
----------------------	---	--

	<p>7、CAD/CAM冠（1歯につき）新設 1200点 小白歯の全部被覆冠に限る。 特定保険医療材料料は別に算定</p> <p>8、小児保険装置 新設 600点 保険医療材料は含まれる。</p>	<p>施設基準あり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 3年以上の経験を有する歯科医師が1人以上配置 2 歯科技工士が配置または歯科技工所との連携が取れている。 3 医療機関内にCAD/CAMの装置が設置又は設置している技工所との連携が取れている。
--	---	--

	<p>9、有床義歯 点数の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局部義歯 <ul style="list-style-type: none"> イ 1 歯から 4 歯まで 570 点 ロ 5 歯から 8 歯まで 700 点 ハ 9 歯から 11 歯まで 930 点 ニ 12 歯から 14 歯まで 1350 点 ・総義歯 2110 点 <p>10、鑄造鉤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・双子鉤 点数の見直し 234 点 ・二腕鉤 点数の見直し 216 点 ・コンビネーション鉤 新設 220 点 <p>11、補綴隙（1 歯につき） 点数の見直し 40 点</p> <p>12、有床義歯修理（1 床につき） 点数の見直し 228 点</p> <p>歯科技工加算 点数の見直し 24 点</p>	
--	--	--